

裁 決 書

審査請求人 ○○ ○○

処 分 庁 土岐市長 加藤 淳司
(実施機関)

審査請求人が令和6年5月1日付けで提起した、令和6年2月9日付けで行った保有個人情報不訂正決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件処分を取り消す。
- 2 「訂正しない理由」を修正したうえで、新たに保有個人情報不訂正決定する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第91条第1項の規定に基づき、令和6年1月29日付けで「令和5年10月31日付け土高第1721号保有個人情報開示決定通知書において開示された保有個人情報」の訂正請求を行った。
- 2 実施機関は、令和6年2月9日付け土高第3128号で、保有個人情報不訂正決定を行った。
- 3 審査請求人は審査庁に対し、令和6年5月1日付けで、本件処分は不当であるとして審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
審査請求人の本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求め

るというものである。

審査請求書及び反論書において述べている主な理由を要約すると次のとおりである。

審査請求書

- 本件処分は、事実に基づいた訂正を拒否しているので、国民の主権を侵害し、市民に対する説明責任を果たしていないので違法（法、土岐市情報公開条例、公文書等の管理に関する法律等に反する）である。
- 処分庁文書責任者の開示内容は虚偽記載であることから、違法行為である。
- 本件処分は、訂正しない理由を記載せず、訂正しないのは、国民主権の理念に反し、知る権利、適正な行政事務、説明責任を果たしていないので違法である。
- 訂正しないのは、土岐市情報公開条例第3条の公文書を秘匿する行為になり、また、公文書等の管理に関する法律第4条に反し違法である。
- 文書として残さないのは、土岐市文書事務取扱規程第3条、「文書によって行うことを原則とする」に反する。
- 本件処分により、審査請求人は「知る権利」「健康で文化的な生活するという生存権」を侵害されている。

反論書

- 岐阜県庁職員と処分庁課長との対応記録は、検証できるものであるから、客観的であり、処分庁課長が作成した文書は、正確な記録でない事から、虚偽記載であり、訂正しなくてはならない。
- 処分庁課長のメモは、行政文書にあたる。したがって、土岐市文書事務取扱規程にあるように、正確に処理しなくてはいけない。
- 今回の一連のことが、審査請求人にとっての不利益である。
- 利用目的の達成に必要であること、今回、情報公開請求したように必ずしも内部にとどまる文書でないこと、審査請求人の不利益になることから訂正しなければならない。

2 実施機関の主張

実施機関の主張の趣旨は、実施機関の決定は妥当であるとの答申を求めるというものである。

主な理由としては次のとおりである。

- 法第90条では、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときに訂正請求を行うことができると規定され、また、その対象

は「事実」であって、「評価、判断」等のように客観的な正誤の判定になじまない事項については、訂正請求の対象とすることができないと解される。

- 開示した保有個人情報、担当者自身が管理する内部文書で、担当者の認識の中で作成されたものであり、丁寧かつ正確に記録をする必要がなく、担当者の「認識」により記載すれば足りると考えられるものである。したがって、客観的な正誤の判定になじむ事項とは言えず、「事実」に該当するものとは認められないため、訂正の対象ではないと解される。

理 由

第1 土岐市情報公開・個人情報保護審査会の判断

本件審査請求に対する土岐市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の判断は次のとおりである。

1 論点

本件訂正請求は、実施機関が令和5年10月31日付けで保有個人情報開示決定処分を行った審査請求人に係る保有個人情報（処分庁と審査請求人とのやりとりが記録された文書の一部）についてなされたものである。

審査請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、別表の左欄に記載されている内容を、別表の右欄のように訂正すべきと主張している。（以下、本件情報①から④とする。）

これに対し実施機関は、開示した保有個人情報については、「客観的な正誤の判定になじむ事項とは言えず、「事実」に該当するものとは認められないため、訂正の対象ではない。」として、不訂正の決定を行っている。

審査請求人は、不訂正決定とした処分の取り消しを求めていることから、本件訂正請求について、訂正請求対象保有個人情報に該当するかどうか及び該当する場合の訂正の要否について検討する。

2 訂正請求の対象となる保有個人情報について

保有個人情報の訂正請求については、法第90条第1項において、同項第1号又は第2号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されており、これらの規定では、法又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

また、個人情報には、一般に「事実」に関するものと「評価・判断等」に関するものがあると考えられており、事実に関する情報は、客観的な正誤の判定が容易であり訂正請求の対象となるが、評価・判断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、訂正請求の対象とはならないと解されている。

3 訂正請求の対象となる保有個人情報への本件情報の該当性について

まず、本件訂正請求に係る保有個人情報は、審査請求人が開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報であることから、法第90条第1項第1号に該当すると認められる。

また、本件訂正請求に係る保有個人情報は、審査請求人と処分庁との一連のやりとりの記録という「事実」に関するものであり、訂正請求の対象となる保有個人情報に該当すると認められる。

4 訂正の要否について

ア 保有個人情報の訂正義務（法第92条）について

法第92条は、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定している。

一方、審査請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても審査請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」と認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと解されている。

イ 本件情報に関する訂正の要否について

I 本件情報①について

審査請求人は、市から開示を受けた保有個人情報の本件情報①について、「記録は誰が見ても分かるよう正確かつ明瞭に記載しなくてはならない」とし、別表左欄に記載されている内容を、別表右欄のように訂正すべきだとしている。しかしながら、本件情報①の記載は、白地的記述とはいえ、その利用目的との関係で容易に参照されうる関連文書と総合してみれば、その趣旨・内容は具体的に明確に読み取ることができるものであり、またその記述自体も、そのようにして理解される内容と異なる印象を与えるわけではない。関連文書の記載により補充される内容までが具体的に記載されていないことをもって、審査

請求人の主張のように当該保有個人情報の本件情報①が事実ではないとまでは認めることができない。したがって、法第92条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

II 本件情報②及び本件情報③について

審査請求人は、県から開示を受けた保有個人情報の記載内容と市から開示を受けた保有個人情報の記載内容に相違があることについて、県から開示を受けた保有個人情報の記載内容と審査請求人の認識とが一致することから、県から開示を受けた保有個人情報の記載内容が正確であり、市から開示を受けた保有個人情報の本件情報②及び本件情報③を訂正するべきだとしている。しかしながら、県の担当者が審査請求人に回答した内容とそのことについて県の担当者が市の担当者に説明した内容が必ずしも一致しているとはいえないことから、県から開示を受けた保有個人情報の記載内容と審査請求人の認識とが一致することのみをもって、市から開示を受けた保有個人情報の本件情報②及び本件情報③の記載内容が事実ではないとまでは認めることができず、法第92条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

III 本件情報④について

審査請求人は、市から開示を受けた保有個人情報の本件情報④について、当該記載内容では当時の状況を把握することができず、記録としての意味をなさないとし、訂正するべきだとしている。しかしながら、審査請求人が求める訂正内容は、基本的に審査請求人の認識に基づいたものでしかなく、客観的な証拠は十分に示されていない。審査請求人の認識どおりに記載されていないことをもって、保有個人情報の本件情報④の記載内容が事実ではないとまで認めることもできない。したがって、法第92条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

ウ 処分庁の不訂正決定理由について

処分庁は、本件訂正請求に係る保有個人情報は、客観的な正誤の判定になじむ事項とは言えず、「事実」に該当するものとは認められないため、訂正請求の対象ではないとし、不訂正の決定を行っている。しかし、第1、3のとおり、本件訂正請求に係る保有個人情報は、「事実」に関するものであり、その点では、訂正請求の対象となると認められる。ただし、そのうえで本件訂正請求は、第1、4、イのとおり、「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解されることから、「訂

正をしない理由」を修正して、不訂正の決定を行うべきである。

5 保有個人情報の取扱いについて

なお、実施機関が当該保有個人情報を行政処分その他行政行為のための基礎資料として利用することがあり得ることに鑑み、実施機関と審査請求人との間で認識に相違があつて、事実が不確かな場合には、当該保有個人情報の利用に当たり、そのことが分かるように、その旨を当該保有個人情報に付記しておくなど、記録しておくことが適当であると考える。

6 審査請求人及び実施機関のその他の主張等について

審査請求人及び実施機関のその他の意見や主張等は、いずれも上記の審査会の判断を左右するものではない。

7 審査会の結論

以上により、土岐市長が審査請求人に対して令和6年2月9日付けで行った保有個人情報不訂正決定処分を取り消し、「訂正しない理由」を修正したうえで、新たに保有個人情報不訂正決定をすべきである。

第2 審査庁の判断

以上により、審査会の答申を踏まえ、主文のとおり裁決する。

令和7年5月9日

審査庁 土岐市長 加 藤 淳 司

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、土岐市を被告として（訴訟において土岐市を代表する者は土岐市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、土岐市を被告として（訴訟において土岐市を代表する者は土岐市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。